

# 企業の健全な事業活動を

## 法の力で支えるための情報発信

弁護士法人  
JH 宇都宮東法律事務所

代表弁護士  
伊藤一星

弁護士法人宇都宮東法律事務所 メルマガ第18号  
～パワハラを予防するために必要な対策とは？～

### 目次

#### 【①最新労務トピックの解説】

～パワハラを予防するために必要な対策とは？～

#### 【②2024年1月開催セミナーのご案内】

#### 【③当事務所の活動実績 Vol.1】

#### 【④当事務所の活動実績 Vol.2】

#### 【⑤当事務所の活動実績 Vol.3】

#### 【⑥編集後記】

### ①最新トピックの解説

～パワハラを予防するために必要な対策とは？～

いつも弊所のメールマガジンをご愛読いただき、誠にありがとうございます。

今回は昨今のニュースで取り上げられることが多い、「パワハラ問題」について触れたいと思います。

パワハラが発生したとして、宝塚歌劇団や航空自衛隊三沢基地、東北楽天ゴールデンイーグルス等が報道されているのを一度は目にされたかと思います。このように報道されることでイメージが悪化し、企業であれば業績の悪化に繋がります。更に、一時期的な業績悪化に留まらず、採用面にも悪影響を及ぼすため、採用難となる可能性も高くなります。

そこで今回は、パワハラを事前に予防するための対策について、2022年4月から中小企業にも適用されることになった通称パワハラ防止法も踏まえて解説いたします。

#### ◆ パワハラを予防するために必要なこと

##### 【パワハラに対する方針の策定と周知】

まずは、パワハラが発生したら厳正な処分を行う旨を従業員に周知します。パワハラに該当する具体的な行動を周知することも重要です。

周知する方法は就業規則への記載、社内掲示板への掲載、社内HPへの告知等が挙げられます。

また、就業規則にはパワハラを行った際の懲戒規定を明記しましょう。もし、記載が無ければ、実際にパワハラが起きた際に加害者を懲戒処分することができない可能性があるからです。記載する項目は、「どのような行為がパワハラに該当するか」、「パワハラを行った場合は懲戒処分の対象となること」、「懲戒処分の内容」等です。現時点で記載が無い場合は早急に規定を設けましょう。

### 【社内研修の実施】

厚労省が公開している動画やテキストを活用したり、専門家を呼んでパワハラ防止研修を実施しましょう。パワハラ加害者が、自身の行為がパワハラに該当していないと考えているケースは珍しくありません。無自覚に行っているケースを予防するために、パワハラに該当するケースや適切な指導方法について従業員に知ってもらうことが重要です。

### 【相談窓口の設置】

パワハラの被害者が相談することができる窓口を設置し、労働者に周知しましょう。この相談窓口は全ての事業主に設置が義務付けられており、設置していない中でパワハラが発生した場合は企業としても責任を問われる可能性もあります。

相談窓口を設置する方法は大きく社内と社外で分けられ、社内で窓口を設置する場合は担当者を選任し、複数の相談方法を用意することが望ましいです。社外に設置することも可能で、弁護士や社会保険労務士、相談窓口を代行する企業へ委託することもできます。

いずれの設置方法であっても、設置後は、「窓口の場所」、「対応可能時間」、「担当者」、「連絡先」等を従業員に周知しましょう。

### 【職場環境の改善】

パワハラが発生しやすい職場環境として、以下の特徴が挙げられます。

- ・従業員同士のコミュニケーションが不足している
- ・残業が多い／休暇が取りづらい
- ・業績が低下している
- ・適正な業務体制がとられていない

従業員に過度な身体的・精神的な負荷が掛かるような職場環境を改善することで、パワハラ発生予防を図ることが可能です。

### ◆ おわりに

いかがでしたでしょうか。

パワハラは企業が認知していない水面下で日常的に発生し続け、ある日突然問題が顕在化するケースが多いですし、これを原因として従業員の自殺などが発生した場合には、企業は億単位の損害賠償を負うケースもあり得ます。したがって、企業はパワハラが発生しないようしっかりと社内で対策を実施することが重要ですし、パワハラが疑われる場合は速やかに調査をすることが求められます。当事務所では、ハラスメント予防におけるサポート（各種規定の策定、ハラスメント研修の実施、ハラスメント相談窓口の代行）やハラスメント発生後の実務対応を行っております。

もし、ハラスメント対応に関してご不安がある場合は弊所までご相談ください。

[お問い合わせはこちら](#)

## ② 2024年1月開催セミナーのご案内

[>>お申し込みはこちら<<](#)

**企業法務に精通した弁護士による無料セミナー**

**固定残業代  
営業秘密・競業避止  
内部通報**

**今こそ知りたい企業の法務体制セミナー**

[セミナーのお申込みはこちら](#)

### 【セミナー概要】

- テーマ：固定残業代
- 日時：2024年1月30日（火）15:00～16:00  
※14:45より受付開始
- 開催方法：オンライン（ZOOMウェビナー）

- 参加費：無料
- 講師：弁護士法人宇都宮東法律事務所 代表弁護士 伊藤一星、同弁護士 石塚惇史、同弁護士 菅原隆介、同弁護士 大熊拓亮

### 【セミナー内容】

企業に対するコンプライアンスの意識が世間的に高まり、企業の法務体制の整備・見直しは企業にとっての急務となっております。一方、実際に問題が起こってしまった場合に問題が大きくなる前に対処する対応も求められています。

そこで今回、栃木県内で最大規模の法律事務所である弁護士法人宇都宮東法律事務所が主催となり、主に栃木県内の企業さまを対象に、企業内部で整備が追い付いていないことも多く、リスク管理にもつながる「今こそ知りたい企業の法務体制」と題したセミナーを開催させていただきました。

今回は、「固定残業代」をテーマとし、「残業代請求リスクを減らすための固定残業代制度の運用方法」や「固定残業代制度と未払い残業代の発生リスク」等を60分で分かりやすくお伝えします。**無料・オンライン**でご参加可能ですので、この機会に是非ご参加ください。

[セミナーのお申込みはこちら](#)

## ③当事務所の活動実績 Vol.1

### 【高岩弁護士の入所のご連絡】

この度、当事務所は新たに高岩宣喜弁護士を迎えることとなりました。高岩弁護士は創価大学法学部、創価大学法科大学院法務研究科へと進学の後、令和5年12月に司法研修所（第76期）を修了いたしました。高岩弁護士は思慮深く勤勉で実直な人柄であります。高岩弁護士の加入により、クライアントの皆様に対しより質の高いリーガルサービスを提供していくよう一層精進して参る所存です。今後ともご指導ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

## ④当事務所の活動実績 Vol.2

### 【日弁連の事務職員能力認定試験の合格発表】

先日、日本弁護士連合会が実施する事務職員能力認定試験の結果発表があり、当事務所に所属する事務局5名も無事に合格しており、事務局20名のうち13名（正社員の事務局は全員）が同認定試験の合格者となりました。

当事務所では、弁護士と事務局が協働する体制を構築することで、クライアントの皆様により一層質の高いリーガルサービスをご提供し、皆様から厚い信頼を獲得できる法律事務所をこれからも目指して参りますので、引き続きご愛顧のほど心よりお願い申し上げます。

なお、昨年9月に実施された日本弁護士連合会の弁護士業務改革シンポジウムの【第9分科会 こうすりやよかったです！事務職員活用～経営環境、IT化、コロナ禍と事務職員活用の変化～】においては、全国の法律事務所の中で事務局活用が進んでいる事務所の1つとして弊所を取り上げていただきましたが、その際の代表の伊藤のインタビュー動画の内容の一部を掲載していただいた以下の書籍が出版されております。

法律事務所「総合力」経営の実務 法律事務職員活用のバイブル 著者：長井友之・仁木恒夫・平岡将人・鈴木寿夫／著

[書籍の詳細はこちら](#)

また、同シンポジウムの資料においては、弊所のことを以下の通りご紹介いただいております。

#### ◆弁護士法人宇都宮東法律事務所

経営理念の一つに所員の幸福をあげる伊藤弁護士は、事務職員活用の一つのリーディングケースです。伊藤弁護士は、事務職員との協働は、コミュニケーションが最も重要な位置付けており、新しいコミュニケーションツールを活用し、密なコミュニケーションをとりながら法律事務の協働を行うだけでなく、活気ある事務所をつくっている弁護士です。

## ⑤当事務所の活動実績 Vol.3

### 【「栃木が誇れる会社の歴史」に掲載されました】

栃木県を代表する企業をご紹介する「栃木が誇れる会社の歴史」の書籍が先日無事に出版となり、当事務所も取り上げていただきました。

事務所を設立して9年目を迎えた当事務所ですが、この間、多くの依頼者の方々や優秀な所員に恵まれ、所員28名（弁護士8名、事務局20名）体制の法律事務所に成長することができました。

弊所は、地域住民や地元企業の皆さんとの身近な法律家としての役割を担うことで、宇都宮駅東口地域のインフラとしての役割を果たし、地域社会に貢献できる法律事務所をこれからも目指して精進して参ります。

皆様からの引き続きのご指導ご鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

## ⑥編集後記

今年も残すところあと1週間を切っておりますが、皆様にとって今年はいかがでしたでしょうか。

今年は、弊所が所在するJR宇都宮駅東口にて待望のLRTが開業し街全体が更に活気づいておりますが、弊所でも12月に新たに弁護士1名が加入して所員28名体制（弁護士8名・事務局20名）の県内最大規模の法律事務所に成長することができたほか、11月には全国の法律事務所が集まる船井総合研究所の「法律事務所研究会合同総会（法律事務所経営研究会、企業法務研究会、人身傷害業務研究会、相続遺言業務研究会）」において全体MVPである「エクセレントローファーム賞」という大変栄誉ある賞をいただくなど飛躍の年となりました。

また、弊所で近年力を入れている企業の福利厚生の一環として従業員の方から法律相談をお受けする従業員支援プログラム（EAP）につきましても、今年からは代表の伊藤が弁護士EAP協会の理事に就任したほか、9月に行われた人を大切にする経営学会の全国大会において「EAPを通じた従業員満足度の向上～弁護士が身近な社会の実現を目指して～」と題した講演もさせていただきましたなど、EAPの普及活動についても大きな前進をすることができました。

弊所では、事務所を支えていただいている所員・依頼者・地域社会の皆様から選ばれ続ける事務所運営を行うことで、地域で一番の総合病院型の法律事務所として100年続く法律事務所を目指して参りたいと思っておりますので、来年も変わらぬご愛顧のほど心よりお願い申し上げます。

なお、昨年12月からメールマガジンの配信を開始しましたが、皆様にご愛読いただけたおかげで、1年間続けることができました。来年も月1回のペースではありますが、定期的に情報発信をさせていただき、皆様に有益な情報をご提供させていただければと思っております。

メールマガからのご挨拶となり恐縮ではございますが、どうぞ良いお年をお迎えください。今月も最後までお読みいただきありがとうございました。

弁護士法人 宇都宮東法律事務所 代表弁護士 伊藤 一星

## 関連サイト

# 宇都宮の弁護士による企業法律相談

弁護士法人 宇都宮東法律事務所

栃木県弁護士会所属 JR宇都宮駅より車で10分



## 企業法務の 相談はこちらから



宇都宮の法律事務所による 従業員支援プログラム(EAP)

企業の健全な事業活動を法の力で支える

弁護士法人宇都宮東法律事務所

### 従業員が安心・安全に働く

### 環境整備サポートのご相談はこちらから



宇都宮の弁護士による 資金繰り・事業再生相談

企業の健全な事業活動を法の力で支える

弁護士法人宇都宮東法律事務所

### 企業の再建に向けた

### 資金繰り・事業再生相談はこちらから



弁護士法人  
**宇都宮東法律事務所**  
Facebookページはこちら！

※ご友人などへの転送はご自由にどうぞ！

※著作権は当事務所に帰属しますのでご注意ください。

【発行元】弁護士法人 宇都宮東法律事務所（栃木県弁護士会所属）

【事務所ホームページ】[こちら](#)

【Facebook】[こちら](#)